

奈良県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 三輪山線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
2	桜井市大字三輪一四七〇番先まで	
3	ら	
8	桜井市大字三輪一二四二番二先か	

四 供用開始年月日

令和六年十二月十七日